

平成 28 年度

行政視察報告書

大船渡市議会だより編集委員会

大船渡市議会だより編集委員会行政視察概要

1 視 察 年 月 日

平成28年11月7日（月）～11月8日（火）

2 視察先及び視察項目

I 山形県 酒田市議会

(1) 議会だよりの編集について

(研修会場：酒田市議会)

II 山形県東田川郡 庄内町議会

(1) 議会だよりの編集について

(研修会場：庄内町役場)

3 視 察 参 加 者

議員7名、事務局随員1名、計8名

委員長 今野善信

副委員長 東 堅市

委員 平山 仁

委員 千葉 盛

委員 田中 英二

委員 奥山 行正

委員 金子 正勝

随 行 山下 浩幸

◎ 目 次

I 山形県 酒田市議会

1 酒田市の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

2 研修内容（議会だよりの編集について）・・・・・・・・ 2

II 山形県東田川郡 庄内町議会

1 庄内町の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

2 研修内容（議会だよりの編集について）・・・・・・・・ 8

I 山形県 酒田市議会

1 酒田市の概要

・市制施行年月	昭和8年4月
・人口	105,534人（平成28年11月末現在）
・世帯数	41,920世帯（平成28年11月末現在）
・面積	602.79 K m ²

酒田市（さかたし）は、山形県の北西部にひらける庄内平野、県内を貫流する最上川の河口に位置し、北に鳥海山を望み、東には出羽丘陵、西の海岸沿いには千年以上の植林の歴史と国内屈指の規模を誇るクロマツの砂防林、中央には広い庄内平野が広がっている。

最上川の河口に発達した港町で、古くから日本海沿岸の要港として知られおり、県内唯一の重要港湾である酒田港については、平成4年にロシア領アムール川を経て中国黒龍江省ハルビンと結ぶ新航路「東方水上シルクロード」が、また平成7年には韓国釜山港とを結ぶ定期コンテナ航路が開設され、週7便にまで拡大するなど利便性が飛躍的に向上し、さらに平成15年4月には北港地区が「リサイクルポート」、平成22年8月には「重点港湾」、平成23年11月には「日本海側拠点港（リサイクル貨物）」の指定を国土交通省より受けている。

近年は、平成3年に庄内空港が開港し、平成13年には東北横断自動車道酒田線が「酒田みなとIC」設置により全線開通、平成25年には日本海沿岸東北自動車道の県境部分が事業化決定するなど高速交通体系の整備が着々と進んでいる。

2 研修内容（議会だよりの編集について）

■ 説明	酒田市議会議会報編集委員会	齋藤直	副委員長
	〃 事務局	鈴木仁	議事調査主査



視察状況

○ 議会だより発行の概要

・名 称	さかた市議会だより
・創 刊	昭和 47 年 7 月 17 日
・発行回数	年 4 回（定例会ごと）
・発行部数	42,500 部
・発行時期	5 月、8 月、11 月、2 月で各月の 1 日
・配 布 先	市内全世帯
・発行予算	平成 28 年度当初予算 9,988 千円
・ページ数	14～18 ページ
・そ の 他	表紙及び裏表紙はカラー刷り、その他の頁は 2 色刷り

議会報編集委員会は、8 人の委員で構成しており、出席の際は費用弁償を支給している。

編集委員会としては行政視察を行っていないが、毎年 1 回は、山形県市議会議長会主催の議会報研修会があり、編集委員及び事務局職員が参加して、県内の各市議会編集委員会との情報交換を図っている。

全体的な編集・校閲は、編集委員会が行い、事務局では担当を 2 名置き、庶務事務・原稿作成・写真提供・校正を行っている。

なお、酒田市議会の議員現員数は 28 名で、事務局現員数は 10 名である。（平成 28 年 4 月 1 日現在）

委員会は定例会期間中に 1 回開催し、ページ割り、取り上げる記事の内容や企画、編集日程等を決定する。定例会終了後に作業が開始され、発行日（定例会翌々月の 1 日）までに 2 回程度開催し、編集・校閲に当たる。

ページ割や内容について、当市と比べて、特徴的な点は以下のとおりである。

- ・提案された議案に対して、会派による代表質疑があり、質問と答弁の要旨を 1 項目だけ掲載し、内容は会派の代表者が作成している。
- ・一般質問は、質問者本人が原稿をまとめ、その答弁は事務局で作成しているが、最終的には質問者が確認を行う。通常は 1 ページ 3 名の掲載となり、関連写真もそのページに 1 枚だけ代表して掲載している。
- ・議案等の審議内容は一覧（件名と結果）にして、後方ページに掲載。
- ・表紙写真解説を最終ページに掲載。

○ 平成 28 年度から紙面のリニューアル

3 月定例会号（5/1 発行）から、紙面をリニューアルし、表紙、色使い、レイアウト等を変更した。

表紙は、光丘文庫（酒田の豪商本間氏が蔵書と費用を寄贈し、大正 14 年に開館）の

収蔵資料「両羽博物図譜」（山形県有形指定文化財で、幕末～明治にかけて松森胤保が羽前と羽後の動物・植物・昆虫等を精緻な彩色を施して記録した図鑑）から掲載している。（リニューアル前は、直近の市で開催された行事写真の掲載）

今年度、光丘文庫の収蔵資料を移転することもあり、また酒田市には多数の文化財があり、後世に伝え引き継ぐことも大切と考え、その貴重な資料の一端を紹介し始めたとのことである。

また特集記事を最初のページに配置し、6月号から9月号にかけて「18歳からの選挙権」と題して、市内の高校生や大学生との意識調査やトークセッションを行い、その結果を公表することで、若い人にも関心が持てるような紙面づくりを行っている。

○ 基本方針

1 編集方針

- (1) 市議会報発行規程に基づき編集する。
- (2) 記事の公正、中立を期する。
- (3) 市民の日常生活に関係が深いものを重点的に取り上げる。
- (4) 見やすく、読みやすい紙面づくりを心がける。

2 掲載事項

項目毎に内容を以下のように決定し、統一性を図っている。

- (1) 議 案 全議案の審議の結果及び市民に関係する議案等と討論の要旨を掲載する。
- (2) 代表質疑 発言議員1人1項目の掲載を原則として、その質疑と答弁の要旨を掲載する。
- (3) 一般質問 発言議員1人1項目の掲載を原則として、その質問と答弁の要旨を288文字（12字×24行）以内で掲載する。
- (4) 意見書 提案された意見書の表題を掲載し、可決されたものについては、提出先を掲載する。
- (5) 決 議 可決された決議は、全文を掲載する。
- (6) 請 願 請願文書名、請願者、審議の結果を掲載する。
- (7) 人 事 議会人事、当局の主要人事（副市長、監査委員、教育委員等）
- (8) 表 彰 写真入りで掲載する。
- (9) そ の 他 議会日程、議会活動日誌。
 - ・3月定例会号（5/1発行）には、予算の概要と審議経過。
 - ・9月定例会号（11/1発行）には、決算の概要と審議経過
 - ・12月定例会号（2/1発行）には、1年間の活動状況を掲載する。
 - ・海外視察の場合は、報告書の要旨を写真入りで掲載する。

3 掲載記事の取扱基準

- (1) 掲載記事の項目内容は、編集方針に従い、編集委員会で決定する。
- (2) 発言の掲載方法については、代表質疑が会派名、一般質問が議員氏名及び市長・部長名を掲載する。

〔主な質疑の内容〕

- Q. 今年度からリニューアルしたとのことだが、主な変更した点は。
- A. 5月号から変えたが、大きなところは表紙を変え、特集記事も少し入れた。全体の色を緑からピンクに変え、柔らかいイメージにした。
- Q. 議会基本条例の制定により議会だよりに変化したことがあるか。
- A. 直接はないと思う。ただ議会基本条例にある議会報告会は年2回開催しており、その状況や要旨は掲載している。
- Q. 一般質問の答弁等を事務局で作成する経緯は。
- A. 昔からである。なお山形県内の市議会では、議員が全て書くというのは少ない。
- Q. 特集記事（18歳からの選挙権）の選び方の過程は。
- A. 特集記事は、議会改革推進特別委員会が東北公益文科大学生と懇談した内容等となっており、特別委員会から掲載希望があった。また事務局からも市民の皆さんに紹介してどうかと定例会中の1回目の編集委員会で提案した。
- 次の2月号では、まちづくり戦略検討特別委員会が実施している意見交換の内容を紹介しようと前回の編集委員会で話をしている。
- Q. 常任委員会の行政視察の記事を作成するのは誰か。
- A. 各常任委員会の行政視察は各委員長が作成する。委員長名の記載もする。
- Q. 審議内容は具体的に掲載しているか。
- A. 具体的なことは載せていない。予決算特別委員会であれば具体的な審議内容を掲載するが、通常の審議は載せていないのが実状である。
- Q. 今回のリニューアルで、一般質問の字数の見直しはなかったか。
- A. 従前どおりである。一般質問は議員の方でも288文字、答弁も288文字としている。まとめるのも難しいが、長くて見づらいところもある。
- 課題は、一般質問が多いものだから、1ページに3人載っている。文字ばかりで見にくいと思っているが、1ページ増えると20万円も予算増となるので、仕方ない。

Q. 議会だよりを市民のどれぐらいの人が読んでいるのか関心があるが、心配りしていることは。

A. 同じような悩みはある。実際市民がどのぐらい読んでいるかは、私たちもわからない。ただ、人ごとの話題ではなく、自分ごとに置き換えるという話のある先生からお聞きした。市政を市民が自分ごとのように感じられる紙面づくりを心がけている。行政用語の解説などがいいかなと思っているが、スペース的に難しい。

Q. リニューアル後の反響は。

A. 表紙は特に反響なかったが、特集記事は反応があった。議長の考え方もあり、できるだけ若い人の意見を取り入れたいというスタンスで、議会だよりでもPRしている。

Q. 一般質問の内容は、最初の質問・答弁か。それとも全体の質問・答弁か。

A. 全体である。最初だけだと深みがないので、一番いいところを掲載している。

Q. 一般質問の質問・答弁作成にあたり、会議の音声データを聞き直しするのか。

A. 議事録作成を業者委託しているのですが、その原稿を元に作成しているため、聞き直しすることはない。議員の立場では、一般質問に掲載する際は、前向きな答弁、しっかりした答弁をもらっているところを載せたいと思っている。

酒田市議会の場合は、一括質問の場合は3問で30分という形と、一問一答方式で60分の2つを選択できる。その中で議員が一問目、二問目等をグロスして質問を作り、答弁は事務局にお任せだが意図したことは載せていると感じる。

Q. 市民目線に合わせた議会だよりとして取り組んでいることは。

A. 中身を読んでもらえないことが一番の課題とっており、最初に特集記事を配置することで、読みやすくなると考え取り組んだ。ただ議会の内容なので、どうしても堅くなってしまうのが課題である。

Q. 議案を一覧として最終ページに掲載しているのは。

A. 議案一覧は前からこのスタイルである。昔は議案の説明書きを載せたこともあったが、スペース的に難しいため、一覧となっている。

Q. 代表質疑のページで、上部に空間スペースがあるのは。

A. 6段組と決めているなか、全部字で埋めると見づらくなり、印刷会社からデザインの提案もあったので1段組空けた。読みやすくするための工夫である。

表紙の比較
リニューアル
前(左)・後(右)



最初の
ページに
配置した
特集記事



酒田市役所
にて



Ⅱ 山形県東田川郡 庄内町議会

1 庄内町の概要

・町制施行年月	平成17年7月（余目町と立川町の合併による）
・人口	22,010人（平成28年11月末現在）
・世帯数	7,064世帯（平成28年11月末現在）
・面積	249.26 K㎡

庄内町（しょうないまち）は、山形県の北西部にあり、米どころ庄内平野の南東部から中央にかけて位置する。霊峰月山の頂を有し、月山を源とする清流立谷沢川と日本三大急流の一つ最上川に沿う、南北に長い地形である。最上川を挟んで、北に酒田市、東に戸沢村、南東に大蔵村、南西に鶴岡市、三川町とそれぞれに接し、地形的にもまた道路・鉄路においても庄内地方と内陸地方を結ぶ分岐点であり、庄内地方への玄関口となっている。

気候は、一般に海洋性気候を示しており、比較的温暖だが、冬期間は南部（月山側）に近づくほど積雪量も多くなり、北西部（日本海側）よりの季節風が激しく、また春から秋にかけて、最上川の渓谷からの東南東の強風は「清川だし」として有名である。

2 研修内容（議会だよりの編集について）

■ 説明	庄内町議会	富 樫 透	議 長
	広報常任委員会	五十嵐 啓 一	委員長
	〃	齋 藤 秀 紀	副委員長
	〃	澁 谷 勇 悦	委員
	〃	國 分 浩 美	委員
		佐 藤 博 文	事務局長



視察状況

○ 議会だより発行の概要

- ・ 名 称 こんにちは庄内町議会です
- ・ 創 刊 平成 17 年 7 月 20 日
 (余目町議会は昭和 48 年 4 月、旧立川町議会は昭和 54 年 1 月より発行)
- ・ 発行回数 年 4 回 (定例会ごと)
- ・ 発行部数 7,200 部
- ・ 発行時期 4 月、7 月、10 月、1 月で各月の 20 日前後
- ・ 配 布 先 町内全世帯、町内関係機関、県内町村議会、視察訪問先議会
- ・ 発行予算 平成 28 年度当初予算 4,781 千円
- ・ ページ数 20~30 ページ
- ・ そ の 他 表紙及び裏表紙はカラー刷り、その他の頁は 2 色刷り

議会広報常任委員会(平成 25 年 3 月定例会で設置)として、6 名の委員で構成され、委員の手による作成・発行を継続している。(一般質問の答弁のみ議会事務局作成)

委員の任期は 4 年で、その間は委員の役割分担を変えていない。

定例会期間中の最初の委員会では、ページ割りなど前例にとらわれず、読みやすくなるような工夫を話し合いながら決めている。役割分担は初めから決まっているので、個人作業で叩き台を担当委員が作り、直すのは全員というスタイルで 3 回程度の委員会を開催し、編集・校正に当たる。一般質問の修正についても、会派制がないためか、委員会に任せるという信頼関係が築かれている。

目の不自由な方のために、議会広報をテープに録音した「声の議会広報」を平成 23 年 4 月号から発行している。

全国町村議会広報コンクールでは、平成 24~26 年度から連続で入選しており、平成 24 年度は最優秀賞(1 位)を、山形県町村議会広報コンクールでは平成 25 年度に特選(1 位)を果たしている。

○ 編集方針

「難しいことをやさしく、やさしいことを深く、深いことをゆかいに、ゆかいなことを真面目に書く」

故 井上ひさし氏の提唱したこの言葉を委員会の憲法としている。

○ 編集の注意点

- (1) 町民は行政的な専門知識に詳しくないことを前提に、常に読みやすく・分かりやすい、親しまれる議会広報を目指す。
- (2) 見出しを重視し、興味を引く表現で、かつ見出しを見ることで文章内容が推察できるように工夫する。

(3) 小学校5年生でも読めて、理解できるように心がける。独特な言葉遣いで理解しにくい原稿は修正する。

「原稿はあくまで材料であり、それを分かりやすく調理するのが広報委員の仕事である。」

(4) 表記は、常用漢字、現代仮名遣いを原則とする。

(5) 写真は、動きがあるもの。建物・風景は、できるだけ人物が映ったものを掲載する。人物が大きく写る写真については、本人または保護者の了解を得る。肖像権や著作権が絡むと思われる写真については、ベルヌ条約（文学的及び美術的著作物の保護に関する国際的な条約）を参照したうえで精査する。

(6) 紙面は、活字詰めにならないようにし、計算された余白を取り、見やすいレイアウトにする。

○ 広報発行についての申合せ事項

(1) 原稿提出について

一般質問した者は、議会最終日午後5時までに、質問の内容を定められた原稿用紙に記載し、タイトルをつけて議会事務局に提出するものとする。また質問項目は一つとし、字数は200字以内とする。

町当局の答弁原稿については、議会事務局が作成するものとする。（局長が主）

予算・決算審査特別委員会の質疑については、質問と答弁を質問者が作成する。項目は二つまでとし、字数は200字以内とする。

(2) 一般質問などの原稿の内容について疑義があるもの、議会の品位を貶めるもの、読者に誤解を生じさせる恐れのあるものについては、広報委員長名において返却し、改めて再提出させるものとする。

(3) 写真については、委員会で撮影することとする。質問者の希望で写真を持ち込む場合は委員会で検討のうえ採用する。

(4) 採決の賛否については、基本的に氏名公表とする。

○ 大船渡市議会だよりを読んでの感想

事前に直近の大船渡市議会だよりを送付していたことから、広報常任委員の皆さんから読書後の感想をいただいた。

・全体的に字が小さい。

・一般質問が1ページ2名の縦の段組構成だが、Zの法則（Z字に人間の視線の動きに合わせたデザイン）により横の段組構成の方が見やすくなると思われる。

・写真のキャプションが単なる説明なので、捻りのきいた言葉が必要ではないか。

例)「整備された災害公営住宅」→「入居はいつから」、「早く入居したいな」

「継続中の募金箱」→「届け、大船渡の善意」

〔主な質疑の内容〕

- Q. 一般質問の惹きつける見出しは、質問した議員それぞれが考えているのか。
- A. 質問者が書いてくるが、半分ぐらいは委員会で直している。センスの問題なので難しい。見出しで読ませて、内容を写真で補完している。
- Q. 編集後記は誰が書き、その内容を委員会でも検討するのか。
- A. 委員長が独自に作成している。以前は委員が交互に書いたり、委員→委員長→議長と変えた部分もあったが、統一性がないので、最近では委員長が書くようになった。
- Q. 議案を2件に絞って掲載しているが、その選び方のプロセスは。
- A. 担当委員が最初は決める。議会が始まる前から予め議案の表題を見て、質疑応答が多そうな案件を3点ぐらい見当をつける。多くても3点だが、最終的には2点に絞る。
- 質疑応答があれば予想どおりで、その内容を担当委員がメモして、原稿作成に生かす。予想に反して質疑応答がなければ、担当委員自ら質問して火種をつけて、そこから盛り上がることもある。
- 条例の一部改正などの文言整理は、質疑応答が余りないので最初から選ばない。
- ただ作成した後に、各委員から違う案件や内容を指摘されることもある。
- また他の議会報だと、全部の議案とその賛否を掲載したりするが、逆に見にくくなるので、当町議会では取り入れていない。
- Q. 議会基本条例と議会報との繋がり。
- A. 議会活動状況や課題の取組状況等について説明責任を果たすとともに、議会活動に対する意見、町政に対する提言等を聴き、町民に開かれた議会及び積極的な町民参加を推進することを目指し、「町民と語る会」（平成25年度に名称を「議会報告会」から変更）を開催している。
- その際、参加住民には議会報を持参してもらい、それを題材としているが、結構な比率で持参されるので、かなり読まれていると感じており、広聴広報活動の基本にはなっているのかなと思っている。
- 町民と語る会での内容は、議会報でもかなりのページをさいており、各7会場でどのような話があったか、全てではないが公開している。
- また町益ではなくて、町民益について何なのかと考えている。議会が当局側に立ちすぎにならないようにと。
- よって、議会報も町民目線で、あえて委員も議員の1期生の皆さんに半分入ってもらっている。前は4人ぐらい1期生が入ったときもあり、2年交代という時期もあったが、現在は4年任期としている。

Q. 議会広報モニター制度について。

A. 1年毎の任期だが、編集に携わったことがある町民の方をお願いして、3回目の校正の際に、内容が理解できないところをチェックしてもらっている。モニターは募集しても、なり手がいないので、委員会からお願いしている。

長野県飯綱町では、女性議員が少ないことから、「議会だよりモニター」（平成26年は57名）を設け、特に子育て中の主婦の皆さんなどから意見を聞いて、それをまとめて提言している動きもある。基本条例の発展形として、議会広報のみならずできる仕掛けはあるだろうと思っている。

Q. 一般質問では捻りのきいた見出しをつけているが、本人が話したことを書くのか。

A. 本人が話した言葉である。原稿にないことはいえないので、あなたが一番いいことはここですかと、ここで何をいいたいのかと、これですよねと確認作業を委員から質問者に聞いている。

文書を読まないで、見出しだけ読む方もいるなか、広報とはいいつつも週刊誌的な見出しをつけているので、議員でなければ書けない見出しもある。

また、「～せよ」など、命令形の質問でなければと話しており、定例会終了後は、質問について議会運営委員会でも検証している。

Q. 解体親書（わかりたいしんしょ）のページについて。

A. 定例会には現れない案件だが、特別に伝えたいことを特集として掲載している。

- ・議員定数や報酬について当局と協議した経過や他自治体との比較
- ・役場本庁舎建設の進捗状況

Q&A形式は、実際の質疑応答の部分もあるが、分かり易くするための表現方法でもある。

Q. 委員会報告のページについて。

A. 2つ常任委員会（総務文教厚生常任委員会、産業建設常任委員会）があるので、閉会中にそれぞれテーマを設けて、所管事務調査している。その経過を3回にわたり委員会報告（1回目は何を調査しているか、2回目は先進地視察の内容、3回目はその成果をまとめた当局への提言）として、掲載している。

その1年後に提言したことを実現したかどうか検証して、○・△・×の評価を掲載している。



特集記事の
解体親書



目を引く
一般質問記事

庄内町役場
にて



以上、平成 28 年 11 月 7 日～11 月 8 日に実施しました、大船渡市議会だより編集委員会行政視察の報告書といたします。

平成 29 年 1 月

大船渡市議会議長 熊谷 昭 浩 様

大船渡市議会だより編集委員長 今野 善 信